

予備自衛官の雇用主の皆様へ  
～今後の招集訓練のご案内～



## 1 はじめに

予備自衛官の雇用主の皆様におかれましては、平素より予備自衛官の招集訓練、災害招集等に対し、特段のご理解、ご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、大変なご苦勞が続いているものとお察しいたします。

すでにお聞き及びと存じますが、4月17日の政府の緊急事態宣言の発令に伴い、予備自衛官の招集訓練は中断しております。

このような中ではありますが、この度の令和2年5月14日、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う政府緊急事態宣言の一部解除を受け、令和2年6月以降、予備自衛官の招集訓練を再開できる可能性が出てきたので、状況の許すところから御案内させていただきます。

## 2 招集訓練の概要

皆さまご存知のとおり、予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救護・誘導等、災害救助活動の任務に当たります。いざという時、自衛官として国の防衛又は災害招集等で地域社会に貢献する観点から、平素の招集訓練は極めて重要であることを改めてご理解いただければ幸いです。

## 3

## 招集訓練の再開について

- 予備自衛官の招集訓練の重要性はご理解いただいていると存じますが、一方で、企業様それぞれの方針によっては、招集訓練における新型コロナウイルスへの感染リスクがゼロではないことを踏まえれば、招集訓練への参加を躊躇されることもあろうかと思えます。皆様の個々の大変厳しい事情を拝察致します。
- 予備自衛官の招集訓練は、緊急事態宣言が解除された地域において、状況の許すところから新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を講じた上で、再開することを考えております。今後、それぞれの企業様とご相談しつつ、訓練の日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。
- 他方、自治体によっては、都道府県間の往来について自粛を要請している場合があります。それぞれの地域により、招集訓練の再開要領については異なりますので、詳細は各地方協力本部等にお問い合わせください。
- 招集訓練の再開に当たっては、新型コロナウイルスの感染のリスクをできるだけ低減させるため、以下の処置を講じます。
  - ◇ 出頭予定日の14日前から検温、健康状態等を確認
  - ◇ 「3つの密」を避けるなどの感染症対策を実施

## 4 新型コロナウイルスのため招集訓練不参加となった場合

招集訓練の中止又は延期措置、緊急事態宣言が解除された都道府県が県境をまたいでの移動自粛を要請している等、予備自衛官が招集訓練に参加できなかったことにより、企業の皆様、予備自衛官本人が不利益を被らないよう対策を講じていきます。

一例として、予備自衛官等協力事業所表示制度は、企業様より予備自衛官等協力事業所の申請を頂き、防衛省で認定の審査をさせていただき、今回の招集訓練の不参加が影響しないように致します。また、予備自衛官本人に対する予備自衛官手当（4,000円/月）は支給されます。

## 5 終わりに

いざという時、自衛官として国民の負託にこたえる予備自衛官が、その職責を果たすためには、招集訓練は欠かすことができません。出頭のためご尽力いただいている雇用主、また予備自衛官本人の同僚の皆様には、大変なご負担をお掛けしていることと存じます。どうかご理解を頂きまして、予備自衛官が安んじて招集訓練に出頭できますようご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。